

朝霞市規則第 1 2 号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 8 年朝霞市規則第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の 3 第 2 項中「請求する部分休業」の次に「又は子育て時間」を、「当該部分休業」の次に「及び子育て時間」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（子育て時間の単位）

第 1 4 条の 4 子育て時間の単位は、30 分とする。

2 育児休業法第 1 9 条第 1 項の規定による同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する部分休業又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日の子育て時間については、1 日につき 2 時間から当該部分休業又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

第 1 8 条の見出し中「介護時間」の次に「、子育て時間」を加え、同条中「介護時間」の次に「、子育て時間」を、「第 1 5 条の 2 第 1 項」の次に「、条例第 1 5 条の 3 第 1 項」を加える。

第 2 0 条の見出し中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て時間」に改め、同条第 1 項中「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て時間」に改める。

第 2 1 条第 2 項中「介護時間」の次に「、子育て時間」を加える。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。